

松戸市新型インフルエンザ等 対策行動計画の概要

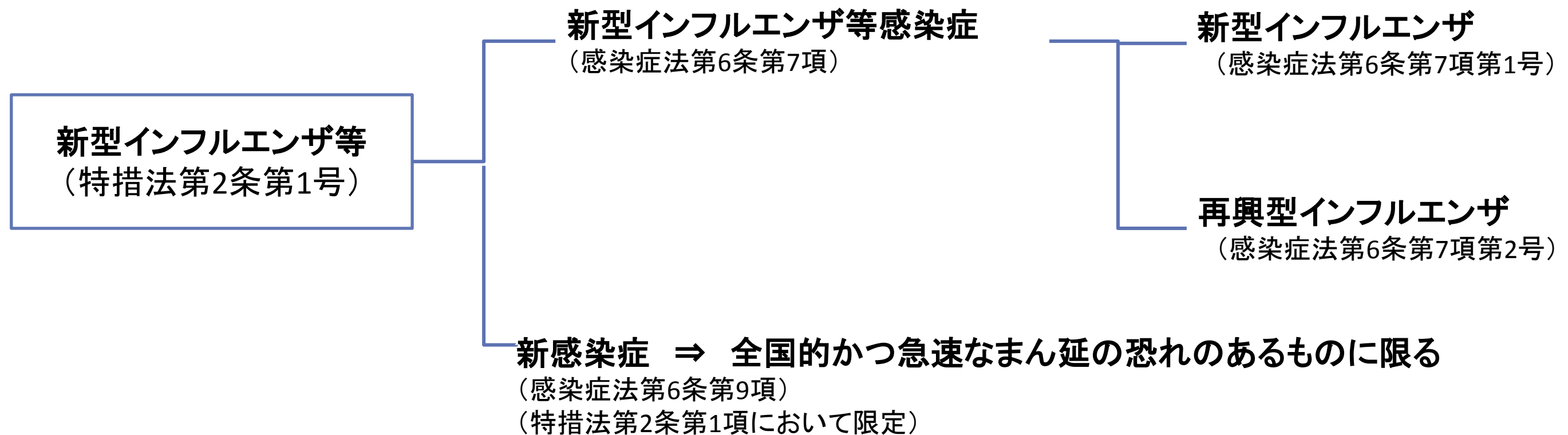
平成26年11月
松戸市

松戸市新型インフルエンザ等対策行動計画

1. 位置付け

- 平成25年4月に施行された、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）」第8条第1項の規定により、「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき市町村行動計画を作成する。

2 対象となる感染症



行動計画の構成

1 はじめに

- 新型インフルエンザ等の発生と危機管理
- 新型インフルエンザ等対策の経緯
(政府行動計画の作成、県行動計画の作成)
- 市行動計画の策定と位置づけ

2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 対策の目的及び基本的考え方
- 対策実施上の留意点
- 発生時の被害想定等
- 対策推進のための役割分担
- 行動計画の主要7項目
- 発生段階

行動計画の構成

主要7項目

- ①実施体制
- ②サーベイランス・情報収集
- ③情報提供・共有
- ④予防・まん延防止
- ⑤予防接種
- ⑥医療
- ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保

3 各段階における対策

発生段階に応じて、主要7項目に沿った対策を規定

対策の目的

- ・発生時期の正確な予知は困難
- ・発生そのものの阻止は不可能
- ・世界中のどこかで発生すれば、我が国への侵入は不可避

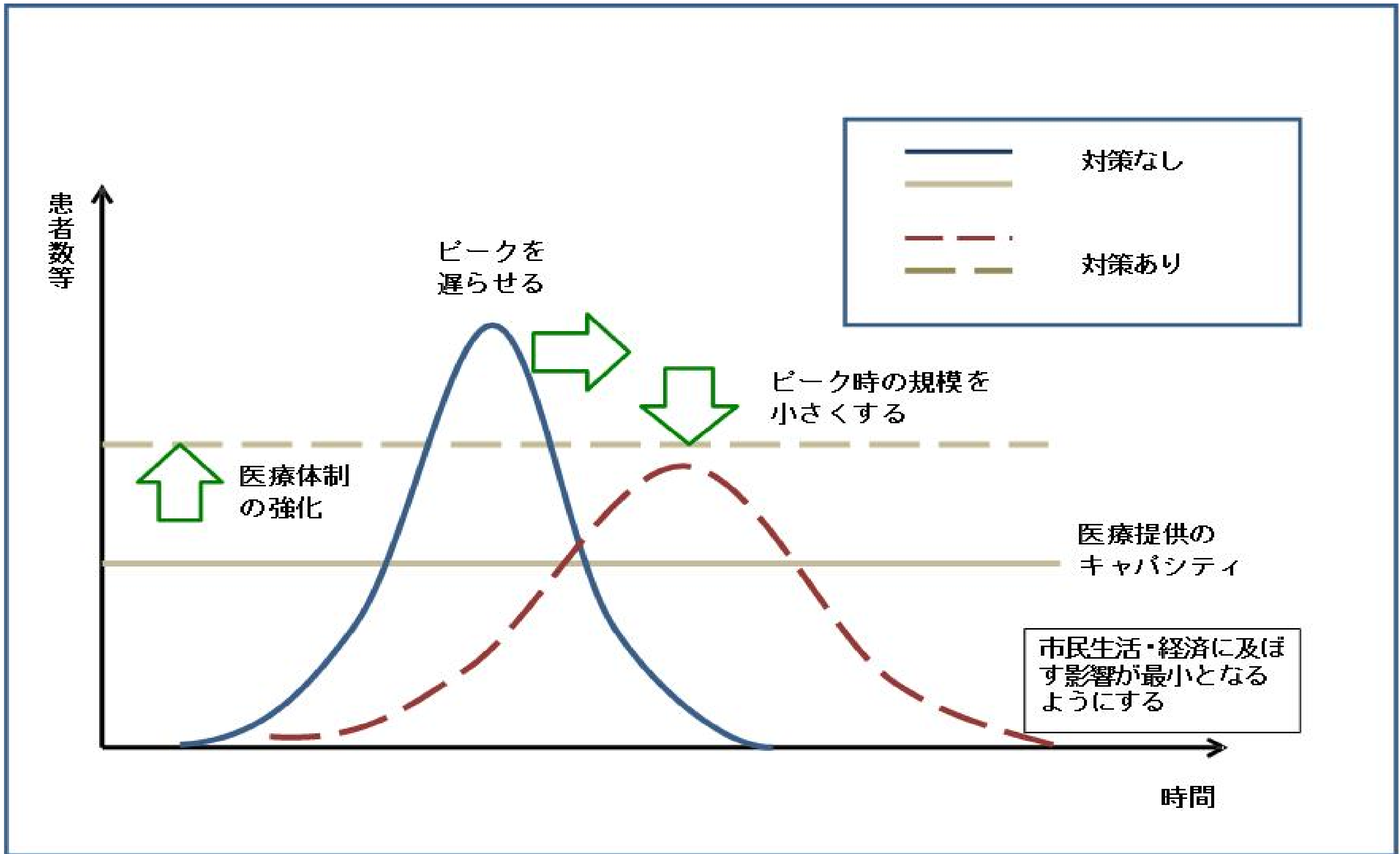
1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、県が行う医療体制の整備や国が行うワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図



対策を実施する上での留意点

1 基本的人権尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令の根拠があることを前提として、市民に対し十分に説明し理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は万一の場合の危機管理のための制度であるが、病原性の程度などにより、緊急事態の措置を講じる必要がない場合もあり得る。

3 関係機関相互の連携協力の確保

千葉県対策本部、松戸健康福祉センター（保健所）と連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

4 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存する。

発生時の被害想定

国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータからひとつの例として想定し、推計結果を本市に当てはめた場合（平成22年国勢調査の人口）

○り患率：人口の25%

○致死率：アジアインフルエンザ等・・・中等度（致命率0.53%）

スペインインフルエンザ・・・重度（致命率2.0%）

		松戸市	千葉県	国内
医療機関受診者		約 4.9万人 ～9.4万人	約 63万人 ～ 121万人	約 1,300万人 ～ 2,500万人
中等度 （致命率0.53%）	入院患者数 （1日当たり最大）	約2,000人 （約380人）	約2.6万人 （約4,900人）	約53万人 （約10.1万人）
	死亡者数	約640人	約0.8万人	約17万人
重 度 （致命率2.0%）	入院患者数 （1日当たり最大）	約7,560人 （約1,500人）	約9.7万人 （約19,400人）	約200万人 （約39.9万人）
	死亡者数	約2,420人	約3.1万人	約64万人
従業員の欠勤率		本人のり患（5%）のほか、家族のり患による看護、 学校・保育施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの 縮小等によりピーク時（約2週間）には最大40%程度		

※ なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等については一切考慮されていないことに留意する必要がある。

対策推進のための役割分担①

※対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮される。

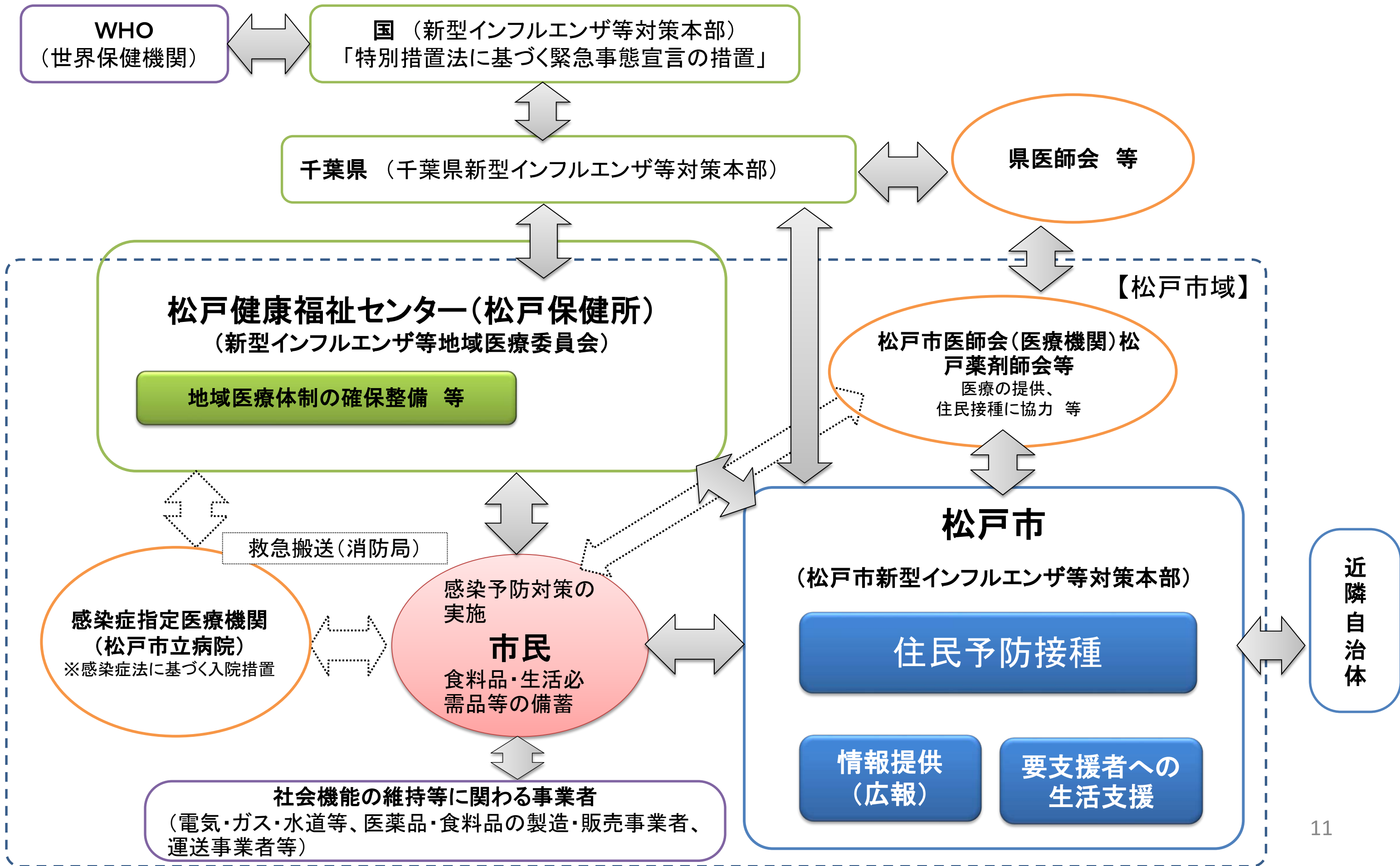
	役割の概要
国の役割	<ul style="list-style-type: none">➤ 国全体として万全の態勢を整備➤ ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進 調査及び研究に係る国際協力の推進➤ 新型インフルエンザ等発生時は、政府一体となった取り組みを総合的に推進
県の役割	<ul style="list-style-type: none">➤ 国の基本対処方針に基づき対策を総合的に推進➤ 特措法、感染症法に基づく措置(外出自粛、施設の使用制限の要請等)の実施主体として感染症対策の中心的役割を担う➤ 地域医療の確保、感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応➤ 市町村の対策支援
市の役割	<ul style="list-style-type: none">➤ 市民に対する情報提供➤ 市民に対するワクチン接種➤ 独居高齢者や障害者等への生活支援➤ 地域の実情に応じた必要な対策を推進➤ 県や近隣市町村と緊密な連携

対策推進のための役割分担②

※国、千葉県、本市の役割の他に関係機関等や市民それぞれが役割分担した上で、連携・協力して推進する。

関係機関等	役割の概要
医療機関の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域医療体制の確保のため、院内感染対策や医療資器材の確保等の準備の推進 ➤ 診療継続計画の策定及び地域医療連携体制の整備 ➤ 診療継続計画に基づき診療体制の強化及び医療の提供
指定(地方)公共機関の役割 (感染症指定医療機関、 県医師会、医療機関等)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務計画の策定及び新型インフルエンザ等対策実施の責務 (感染症指定医療機関等) ➤ 地域医療体制の確保のため、院内感染対策や医療資器材の確保等の準備の推進 ➤ 診療体制を含めた診療継続体制を確保するための業務計画の策定 ➤ 発生時には業務計画に基づき診療体制を強化し医療を提供
登録事業者の役割 (特定接種の対象となる 業種で国に事前登録した 事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、発生前から事業継続計画の作成や職場における感染対策の実施などの準備を行い、発生時には、事業継続計画を実行し可能な限りその活動を継続
一般の事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職場における感染対策の実施 ➤ 発生時における一部事業の縮小。 特に不特定多数の者が集まる事業を行う者の感染防止措置の徹底など
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 発生前から個人レベルでの感染対策(手洗い・うがい等)を実践 ➤ 発生時に備え、食料品・生活必需品等の備蓄

関係機関との連携（イメージ図）



松戸市の対策体制

緊急事態宣言が行われていない場合

《松戸市感染症対策本部等要綱》

松戸市感染症対策本部

本部長（市長）

副本部長（副市長）

会計管理者、総務部長、総合政策部長、財務部長、市民部長、経済振興部長、環境部長、健康福祉部長、福祉長寿部長、子ども部長、街づくり部長、建設部長、消防局長、教育長、生涯学習部長、学校教育部長、水道事業管理者、病院事業管理者、病院事業管理局長、病院事業建設事務局長、代表監査委員、監査委員事務局長、市議会事務局長

設置基準の目安

- ★国内・県内感染期
- ★国内・県内発生早期
- ★小康期

移行

緊急事態宣言が行われた場合

《松戸市新型インフルエンザ等対策本部条例》

松戸市新型インフルエンザ等対策本部

本部長（市長）

総括部：情報の集約と関係機関との調整等

◎副市長（部長） ○健康福祉部長（副部長）
教育長、消防局長、総務部長、総合政策部長、財務部長

対策部：具体的な対策

会計管理者、総務部長、総合政策部長、財務部長、市民部長、経済振興部長、環境部長、健康福祉部長、福祉長寿部長、子ども部長、街づくり部長、建設部長、消防局長、教育長、生涯学習部長、学校教育部長、水道事業管理者、病院事業管理者、病院事業管理局長、病院事業建設事務局長、代表監査委員、監査委員事務局長、市議会事務局長

情報・広報に関すること

要支援者の生活支援に関すること

まん延防止・予防接種に関すること

医療の提供・搬送に関すること

連携

松戸市感染症対策委員会

委員長（健康福祉部長）

副委員長（健康福祉政策課長）

（統括課長）
行政経営課長、政策推進課長、財政課長、市民自治課長、商工振興課長、環境政策課長、高齢者支援課長、子育て支援課長、都市計画課長、建設総務課長、市議会事務局庶務課長、教育企画課長、学務課長、水道部総務課長、消防企画課長、経営企画課長
（関係課長）
危機管理課長、健康推進課長、地域医療課長

設置の目安

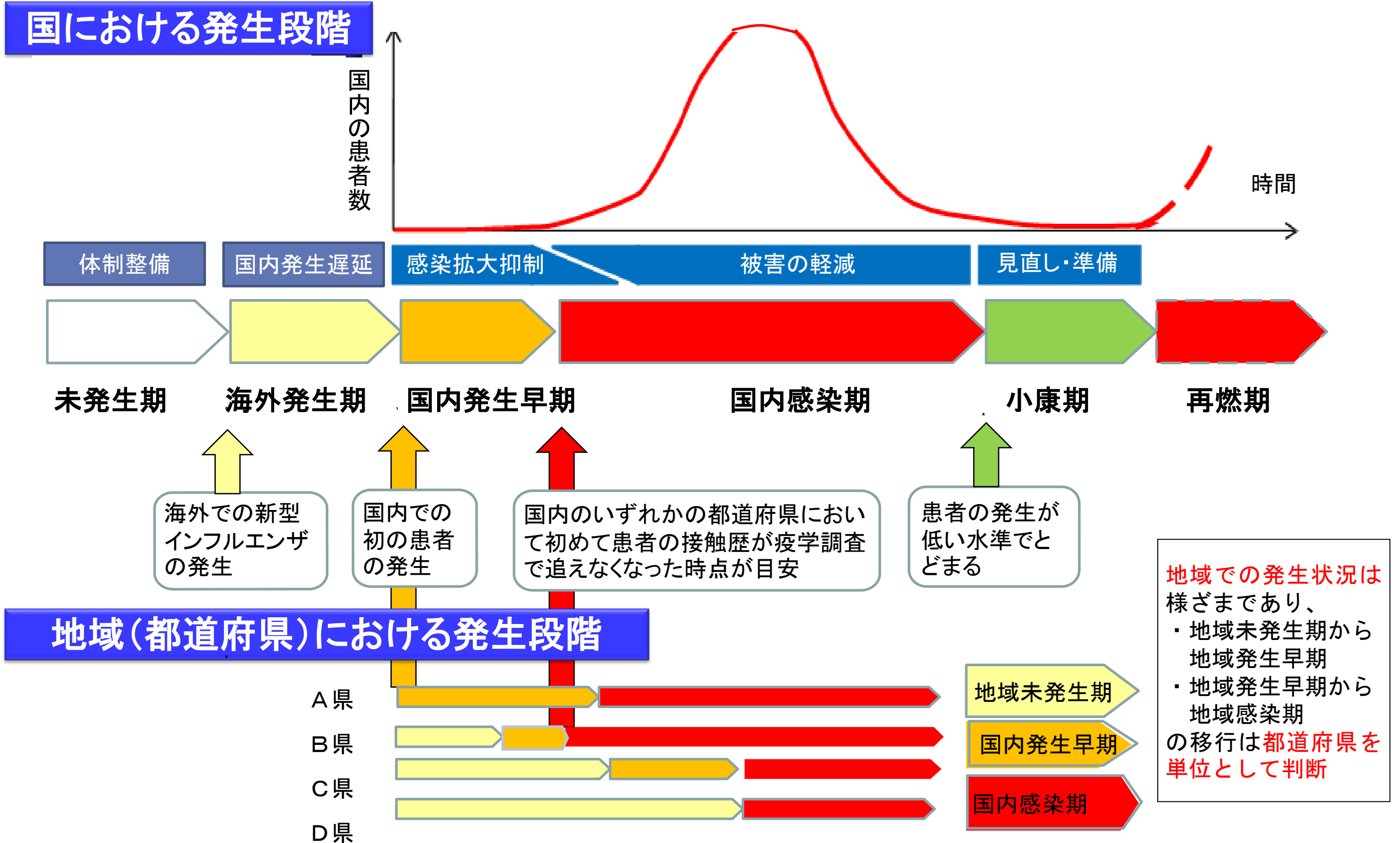
- ★海外発生期
- ★未発生期
- ★小康期

連携

新型インフルエンザ等の発生段階

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 (県内未発生期～ 県内発生早期)	【国内発生早期】(国の判断) 県外で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内未発生期】 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内では発生していない状態
	【県内発生早期】 県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内・県内感染期 ※感染拡大～まん延 ～患者の減少	【国内感染期】 県外で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※以下の場合もあり得る ①県内で患者が発生していない場合 ②県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	【県内感染期】 県内で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

国及び地域（都道府県）における発生段階



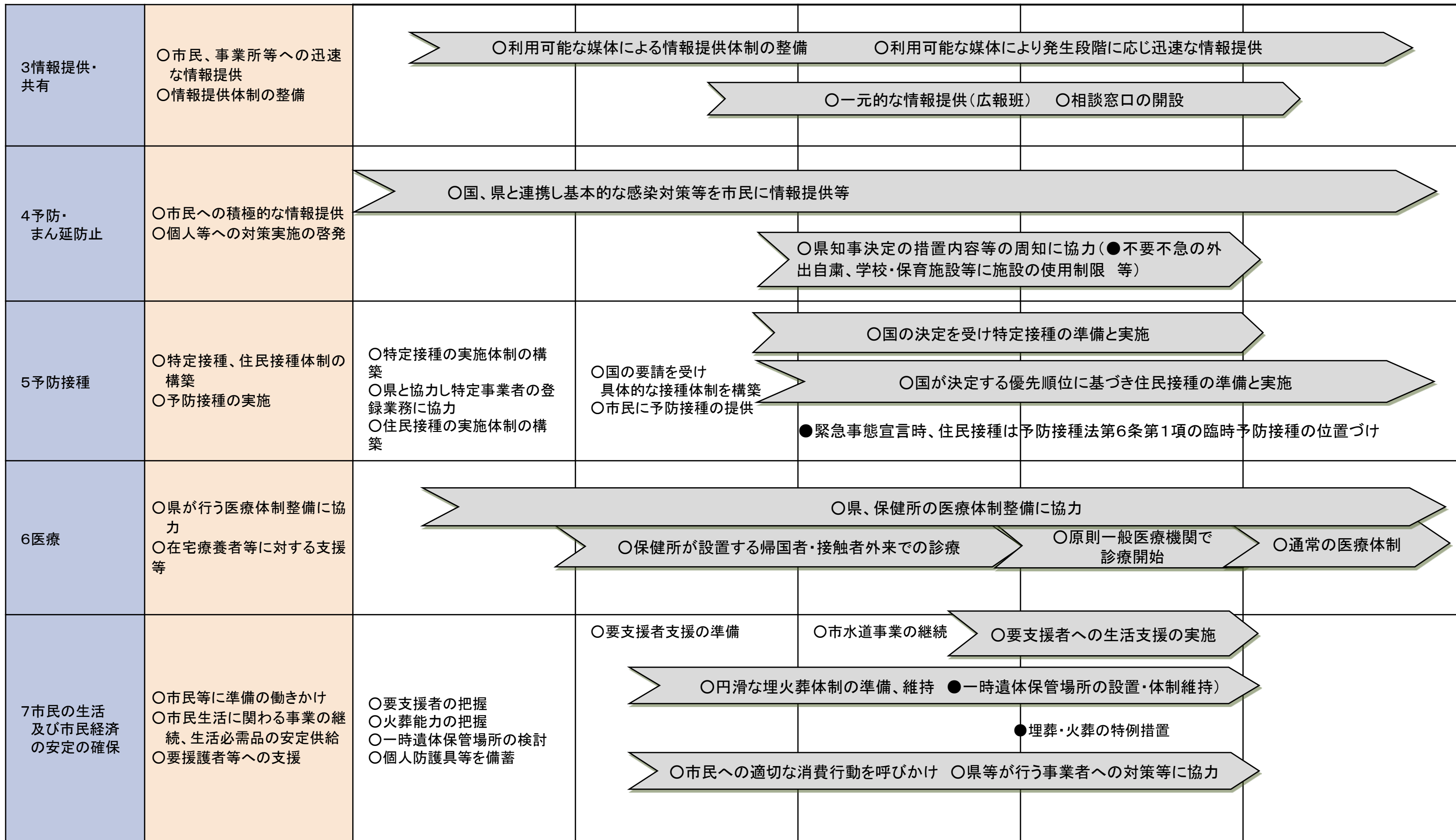
対応の開始時期

		未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～ 県内発生早期)	国内感染期 (県内感染期)	小康期	
(1)実施体制		△	○	○	○	△	
(2)サーベイランス・情報収集		△	○	○	○	△	
(3)情報提供・共有	発生情報等	△	○	○	○	△	
	医療体制情報等	△	○	○	○	△	
	予防対策情報等	△	○	○	○	○	
	相談窓口の設置		△/○	○	○	△	
(4)予防・まん延防止		○	○	○	○	○	
(5)予防接種	特定接種	対象者把握	○	○	○	△	△
		体制構築	△	○	○	○	
		実施		△/○	○	○	△
	住民接種	対象者把握	○	○	○	○	△
		体制構築	△	△/○	○	○	
		実施		△	△/○	○	○/△
(6)医療			△	△/○	○	△	
(7)市民生活及び市民経済 の安定の確保	生活支援等	△	△	△	○	△	
	埋火葬 等	△	△	△	○	△	
	物資等備蓄	○	○	○	○	○	

発生段階ごとの主な対策①

発生段階		未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期～ 県内発生早期)	国内感染期 県内感染期	小康期
対策の目的		○発生に備えて体制の整備	○新型インフルエンザ等の市内発生が遅延と早期発見に努める。 ○市内発生に備えて体制の整備を行う。	○市内での感染拡大をできる限り抑える。 ○患者に適切な医療を提供 ○感染拡大に備えた体制整備	○医療提供体制を維持する。 ○健康被害を最小限に抑える。 ○市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。	○市民生活・市民経済の回復 ○流行の第二波に備える。
主要7項目	各項目の主な対策					
1実施体制	国の体制	通常体制(体制整備、国際連携) 【閣僚会議、関係省庁対策会議】	強化体制(基本的対処方針等諮問委員会の意見聴取) 【政府対策本部】			通常体制・対策の評価 【政府対策本部廃止】
	千葉県の体制	通常体制 (体制整備、国・市等と連携)	強化体制	国が政府対策本部を設置した場合【県対策本部設置】	強化体制 【政府現地対策本部設置】 (基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き緊急事態宣言)	通常体制・対策の評価 【政府対策本部廃止】
	松戸市の実施体制	通常体制 松戸市感染症対策委員会	強化体制 松戸市感染症対策委員会	強化体制 緊急事態宣言なし 松戸市感染症対策本部 設置		通常体制 松戸市感染症対策委員会
○関係機関と連携し対策体制の構築 ○感染症対策本部、感染症対策委員会の開催 ○新型インフルエンザ等対策本部設置		○行動計画、対応マニュアル、事業継続計画等作成 ○訓練の実施	○関係機関との連携強化	●国の緊急事態宣言後、対策本部は特措法に基づく設置に移行 松戸市新型インフルエンザ等対策本部設置		○緊急事態介助宣言後、速やかに対策本部の廃止 ○行動計画の見直し
松戸市感染症対策委員会				松戸市感染症対策委員会		
2サーベイランス・情報収集	○県が実施するサーベイランスに協力 ○学校等の集団発生状況の把握	○国、県の要請に応じてサーベイランスに協力				
		○学校等の集団発生状況の把握				

●は国が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合に実施する



●は国が、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合に実施する